

(参考1)

埼玉県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

(傍線の部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>埼玉県青少年健全育成審議会規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2) <u>審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>3) <u>審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。</u> (委員及び臨時委員)</p> <p>第三条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4) <u>臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。</u> (専門調査員)</p> <p>第四条 <u>専門調査員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。</u></p> <p>2) <u>専門調査員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。</u></p> <p>第五条 (略) (会議)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2) <u>審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u></p> <p>3) <u>審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</u></p> <p>4 (略) (部会)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2) <u>部会に属すべき委員、臨時委員及び専門調査員は、会長が指名する。</u></p> <p>3) <u>部会に、部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員のうちから会長がこれを指名する。</u></p>	<p>埼玉県青少年健全育成審議会規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(委員)</p> <p>第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第四条 (略) (会議)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3) 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>4 (略) (部会)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2) 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3) 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。</p>

(参考1)

改正案	現行
<p>4 (略)</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。</p> <p>7 部会長は、前項の規定により部会が議決をしたときは、速やかにその旨を会長に報告するものとする。</p> <p>8 前条第二項から第四項まで及び次条から第九条までの規定は、部会について準用する。この場合において、前条第四項中「委員」とあるのは、「委員等」と読み替えるものとする。</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席した委員等のうちから議長が指名する二人の委員等が署名しなければならない。</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 前条第二項から第四項まで、次条、第八条及び第九条の規定は、部会について準用する。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第八条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p>